

# 釧路町総合計画策定方針



釧路町昆布森：さお前昆布漁

平成 21 年 11 月  
釧 路 町

# 目 次

<b>1</b>	<b>計画策定の基本的な考え方</b> .....	<b>2</b>
	(1) 趣旨及び目的	
	(2) 基本的な視点	
<b>2</b>	<b>計画の構成及び期間等</b> .....	<b>4</b>
	(1) 基本構想	
	(2) 基本計画	
	(3) 実施計画	
<b>3</b>	<b>町民意見の反映と町民参加</b> .....	<b>6</b>
	(1) まちづくりアンケート	
	(2) 「わたしのまちの未来」提案	
	(3) 「こども未来研究所」の創設	
	(4) まちづくり町民セミナー	
	(5) 地区別インタビュー	
	(6) 意見提出手続き	
	(7) 広報誌やホームページ等による広報・意見聴取	
<b>4</b>	<b>計画の策定体制</b> .....	<b>7</b>
	(1) まちづくり推進審議会	
	(2) 総合計画策定会議	
	(3) 総合計画策定会議専門部会	
	(4) 専門部会調整会議	
<b>5</b>	<b>第5次総合計画策定方針に係るQ&amp;A</b> .....	<b>9</b>

# 1 計画策定の基本的な考え方

## (1) 趣旨及び目的

第4次鉏路町総合計画は「まるごと・夢自然空間一海のかがやきと森のぬくもりが生きつづけるまちー」を将来像に掲げ、策定から7年が経過した現在、少子高齢化の進行や地方分権、国の三位一体改革の推進、これらに伴う人口減少社会の到来や地方交付税の見直しをはじめとする地方財政制度そのものの変革など、地方にとって厳しい時代潮流になっています。

当町でも、平成21年4月から施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、同年9月に連結実質赤字額の解消を目的とした「鉏路町再生緊急プラン」を策定し、平成25年度までに深刻な財政危機の克服を目指しているところでもあります。

平成24年度から始まる第5次鉏路町総合計画の策定にあたっては、町が目指す将来像を明確に提示し、「町民参加と協働のまちづくり」に向けてのビジョンとその実現に資する政策をまとめ、「地域主権型社会」への移行といった時代の潮流を反映し、持続可能なまちづくりや地域経営の指針となるべき計画にしなければなりません。そのため、ここに計画の策定方針を定め、本格的な策定作業に取り組むものであります。

## (2) 基本的な視点

### ① 地域コミュニティの再生と新しい公共の形成

価値観の多様化、複雑化により公共サービスの範囲が拡大し、求められるすべてのサービスを行政だけでは解決できないような地域課題が顕著化する中で、町民が安心して暮らせる地域社会を持続していくため、互助を基本とする「地域コミュニティの再生」と「新しい公共」の概念がこれまで以上に求められてきます。「新しい公共」とは財政負担軽減のために本来行政が行うべき公共サービスを市民団体に委ねるものではなく、行政が責任をもって行うもの以外で、地域ニーズがあり一定の公益性が認められる分野に積極的に住民の意欲と能力を生かすことであります。

今後のまちづくりと町民自治をより確かなものにし、新しい価値観をもった総合計画にするためには、町民と行政にとって共通の羅針盤としての役割を持たせるものにしなければなりません。

また、平成21年4月から施行した「町民参加と協働のまちづくり基本条例」の趣旨を十分反映できるよう、条例と計画の整合を図りながら策定を進めます。

## ② 住んでよかった・移り住みたいまちづくり計画

行政サービスに対する人々のニーズが多様化・高度化が進む中で、町民や企業に選ばれる地域社会を形成していくためには、町民満足度を高める努力を続けると同時に個性あるオンリーワンの地域づくりを進めていく必要があります。「住んでよかった」と実感でき、なおかつ「移り住みたい」と感じてもらえるように、町民福祉の向上を基本としながら、町の魅力あふれる特産品を主体とした産業の振興を一層推進しながら、地域の様々な資源を発掘・活用したまちづくりを目指します。

## ③ 戦略性の高い「選択と集中」による計画

一般的に総合計画は、基本構想は抽象的、基本計画は総花的で具体的な目標・事業がわかりにくいとの指摘があります。また、財政状況が厳しさを増す中で「最少の経費で最大の効果」を生む行政経営が強く求められています。将来も持続可能なまちづくりを見据え、戦略的な観点での「選択と集中」による効果的・効率的な事業展開を図ります。

また、策定にあたっては、施策の目指すべき姿を達成するために出来る限りわかりやすくし、具体的な目標値の設定に努め、再生緊急プランや予算と連動した成果重視の進行管理システムの構築を目指します。

## ④ その他の計画との関連

総合計画は、町域を対象とした計画ですが、各種の法律等により本町を含む広域的な計画等が国、道において策定されています。また、町民生活においても生活圏が広域化し、行政需要も広域的な課題が多くなっています。

こうしたことから、国、道の計画等との整合を図り、また、近隣自治体との相互協力等にも配慮しながら計画策定を進めます。

また、今後策定予定の個別計画や施策に方向性を与える町の最上位計画と位置付けるものとし、策定済みの計画についても総合計画と乖離がある場合は見直すこととします。

## ⑤ わかりやすく、活用できる計画

誰にとってもわかりやすく、目指す将来像を共有し、活用できる計画書とします。また、策定した計画を町民に広く周知することとします。

## 2 計画の構成及び期間等

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

### (1) 基本構想

基本構想は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項<sup>※1</sup>に基づき、市町村が総合的・計画的な行政運営を行うために定めなければならない、まちづくりの基本的な方向・方針です。

現行の第4次鉏路町総合計画（計画期間：平成14年度～平成23年度）の基本構想に定めたまちの将来像は「まるごと・夢自然空間―海のかがやきと森のぬくもりが生きつづけるまち<sup>※2</sup>」ですが、第5次鉏路町総合計画の基本構想の策定にあたっては、平成33年度までの10年間のまちの将来像を検討し、その実現に向けたまちづくりの基本理念・基本目標を定めます。

■ 計画期間 … 平成24年度～平成33年度（10年間）

#### ※1 地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

#### ※2 これまでの基本理念

総合計画	計画期間	基本理念
第1次	昭和53年度～57年度 (5年間)	あすに豊かさと生きがいを求めて
第2次	昭和58年度～平成3年度 (9年間)	豊かな自然資源を活用した活力とふれあいのあるまち
第3次	平成4年度～13年度 (10年間)	太平洋と湿原に抱かれた心のふれあう豊かな町
第4次	平成14年度～23年度 (10年間)	まるごと・夢自然空間―海のかがやきと森のぬくもりが生きつづけるまち―

## (2) 基本計画

基本構想を実現するため、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けた施策の方針や施策の体系、具体的な手段等を示します。

計画期間は基本構想を前期・後期に分け、前期を平成24年度から平成28年度、後期を平成29年度から平成33年度までのそれぞれ5年間とします。

なお、後期計画は展望計画として位置付け、前期4年目に具体的な計画策定作業を実施することとします。

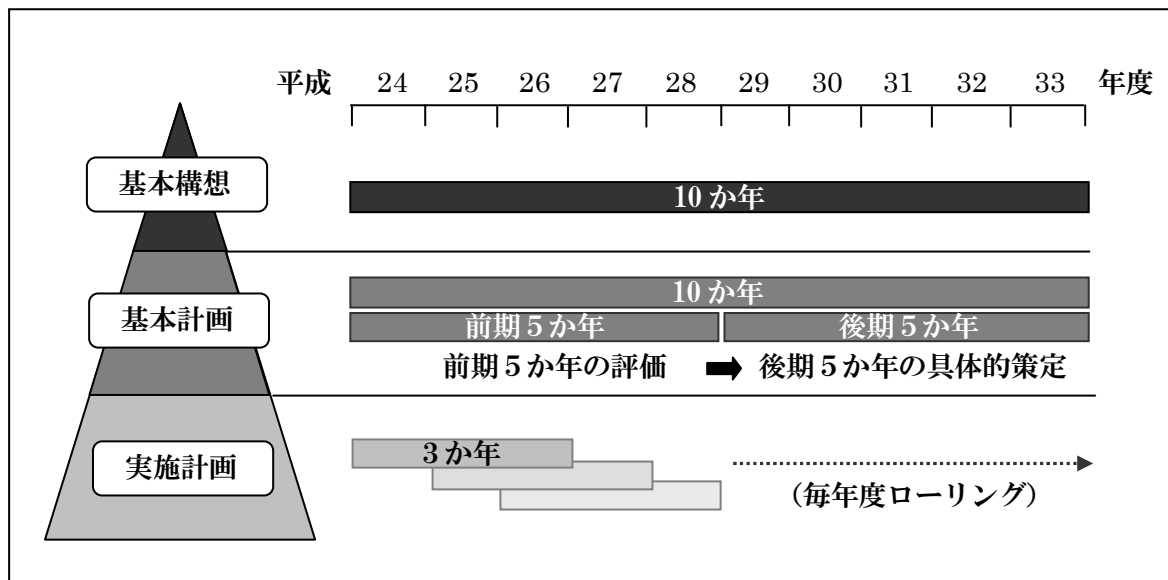
## (3) 実施計画

実施計画は、総合計画の実効性を確保するため、基本計画で定めた施策の事業方針を示すものです。PDCA（計画<PLAN>－実行<DO>－評価<CHECK>－改善<ACTION>）のプロセスを踏まえ、毎年度の予算編成の指針とします。

また、計画の実効性を担保するため、当初（平成24年度～平成26年度）の実施計画については再生緊急プランとの整合を図ることとします。

- 計画期間 … 計画期間は3年間とし、ローリング方式で毎年度見直しを行います。

### 第5次釧路町総合計画の構成と期間



### 3 町民意見の反映と町民参加

#### (1) まちづくりアンケート

- ・施策ニーズ把握や指標設定を意図した住民アンケートを実施します。標本数は約900世帯（全世帯の10%）とし、幅広く意見を聴くため地区の人口割に応じた抽出方法とします。また、同様の調査を町内の小中学校、関係団体及び企業等にも実施します。

#### (2) 「わたしのまちの未来」提案

- ・基本構想の検討に先立ち、町内で活動している団体（各種サークル、自治会などコミュニティ団体、学校、企業やNPO、または2人以上の家族や友人も可）から、自由に議論された提案を募集します。

#### (3) 「こども未来研究所」の創設

- ・将来を担う10代の若者の視点からまちのあり方を検討し、「町の自慢は何か」「住み続けたいするには何が必要か」等をテーマにまちの将来像の検討・提案を行い、「こども未来研究所」としての計画づくりを実施します。取りまとめられた提案については、発表の機会を設けるものとします。

#### (4) まちづくり町民セミナー

- ・今後の釧路町のまちづくりのあり方について学びつつ、まちづくりへの参加を呼びかける機会として、シンポジウムを開催します。
- ・議論をスムーズに調整しながら、合意形成に向けて深い議論がなされるようファシリテーターを招聘し、まちづくりワークショップを開催します。

#### (5) 地区別インタビュー

- ・どのような釧路町を望んでいるのか、その方向性と具体的な生活課題を把握するため、地区別または町内会等に出向き意見を拝聴します。

#### (6) 意見提出手続き（パブリックコメント）

- ・基本構想及び基本計画の原案に対する町民等の意見を広く求め、計画策定の参考とする意見提出手続きを各答申前の約1ヶ月間実施します。

#### (7) 広報誌やホームページ等による広報・意見聴取

- ・計画策定過程については、広報誌やホームページを活用し、随時、情報提供するとともに、広く意見・提案を募集していきます。

## 4 計画の策定体制

### (1) まちづくり推進審議会

【役割】 町長が諮問する基本構想案及び基本計画案について、必要な調査、審議・答申を行います。

【構成】 釧路町附属機関に関する条例に基づくものです。

### (2) 総合計画策定会議

【役割】 総合計画の基本的方向付けとなる主要指標や将来像など重要事項の検討を行うとともに、基本構想案及び基本計画案について庁内における合意形成を図り、最終決定機関として位置付けます。

【構成】 副町長を委員長、教育長を副委員長とし、課長職で構成します。

### (3) 総合計画策定会議専門部会

【役割】 総合計画策定会議のワーキンググループとして位置付けし、部門別における関係課を集め、現状と課題、施策の決定等を作成します。  
なお組織内には、各課が所管する各種団体・協議会等を参入させ、検討会や懇談会を実施し、庁内検討に反映させます。

【構成】 部門別毎に（保健・医療・福祉部会、産業・観光・自然環境部会、教育・文化部会、都市基盤整備部会、地域再生・協働部会、行財政運営部会）  
庁内は課長補佐・係長職、外部からは各種団体・協議会等で構成します。

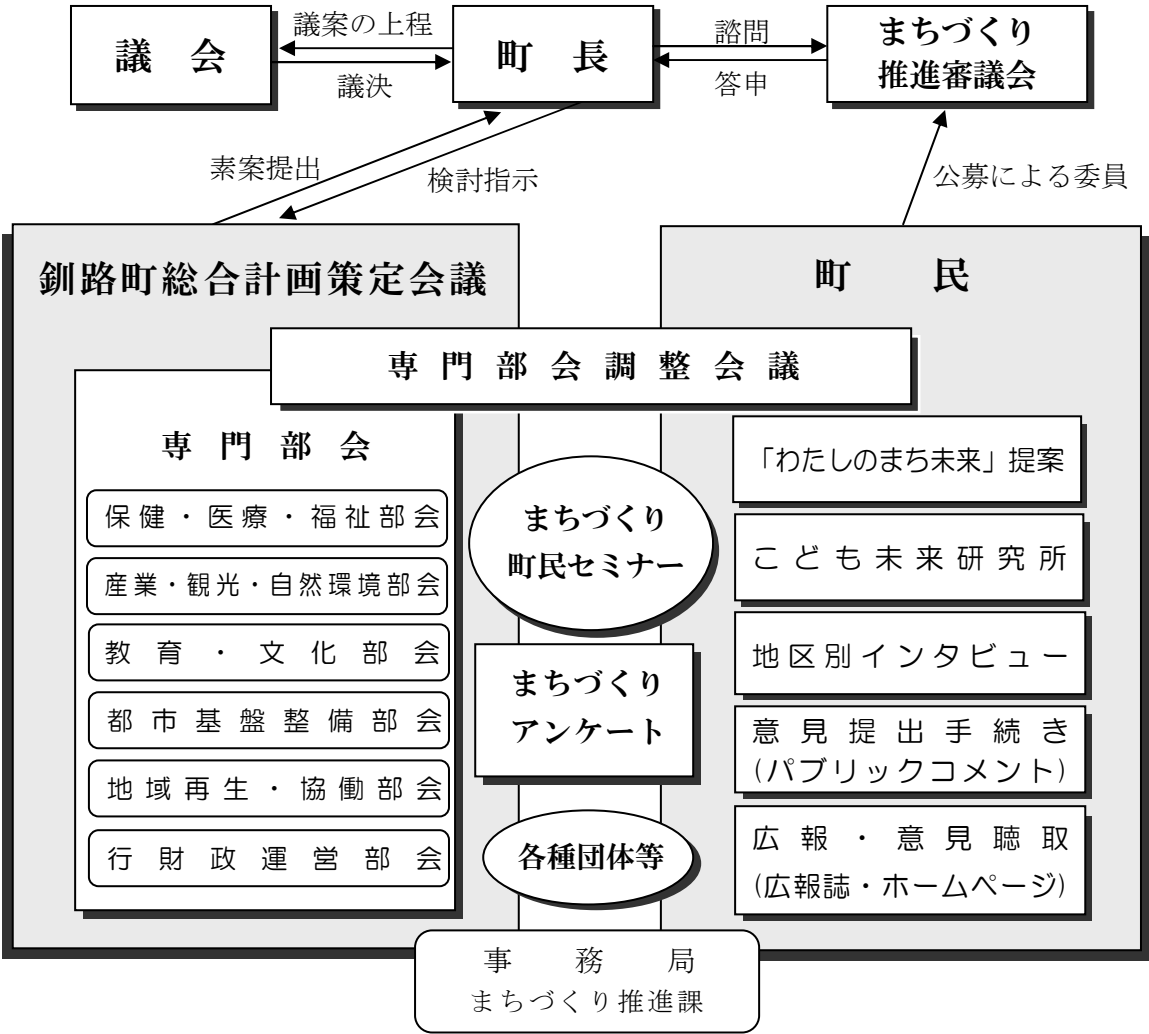
### (4) 専門部会調整会議

【役割】 総合計画策定会議専門部会間における作業の連絡調整や計画作成作業全般についての調整等を行います。

【構成】 専門部会の部会長・副部会長及び公募による町民で構成します。



○ 総合計画策定体制図



※ 概略スケジュール

	平成21年度			平成22年度												平成23年度														
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
審議会	←																													
策定会議	←																													
専門部会	←																													
まちづくりアンケート	←																													
わたしのまち未来提案						←																								
こども未来研究所								←																						
シンポジウム												←																		
まちづくりWS																														
地区別インタビュー																														
意見提出手続き																														
広報等																														
議会提案																														

## 5 第5次総合計画策定方針に係るQ&A

### Q1 いま、なぜ新しい総合計画を策定するのですか？

現行の「第4次釧路町総合計画」が平成23年度で終了することから、将来の釧路町のまちづくりに向けて、釧路町のめざす姿とそこに至る道筋を示すものとして、平成24年度を始期とする新しい総合計画を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に基づき策定するものです。

### Q2 なぜ基本構想期間を10年とするのですか？

釧路町住生活基本計画や釧路町一般廃棄物処理基本計画等の計画期間が平成21年からの10年間となっています。

総合計画は釧路町の最上位計画であり、長期的な町政の進むべき方向性を示す構想という性格上、同等以上の期間が望ましいと考えました。

また、過去2次にわたる総合計画の計画期間は10年を単位としていますし、この10年という期間は、社会情勢の流れをとらえる単位としても一般的であると考えています。

基本計画については、前期5年、後期5年とし、後期の5年間に関しては、情勢変化に応じて柔軟に対応するために、具体的な施策や事業を網羅せず、シンプルな展望計画とし、前期4年目から具体的な後期計画策定作業を開始します。

### Q3 危機的な財政状況の中で将来の希望を描くことができるのですか？

総合計画は、地域に住む人たちが暮らしやすい“まち”を実現するために、まちづくりの共通理念や共通目標を持ち、地域が一体となって取り組んでいくための行動指針であり、国や北海道、近隣市町村に対して釧路町のまちづくりの方向を意思表示するものでもあります。町の財政状況や地域経済の回復の遅れなど厳しい状況にあるからこそ、この困難を乗り越えた先には、夢のある未来、誇りの持てる地域を実現することができるという、長期ビジョンを広く町民の皆さんにお示しすることが大切であると考えています。

### Q4 計画の策定にあたって、町民の意見はどのように反映されるのですか？

町民の皆さんには、まちづくりアンケート・「わたしのまちの未来」提案・「こども未来研究所」・まちづくり町民セミナー・地区別インタビュー・意見提出手続き等によりいただいた御意見を新しい総合計画の策定に反映させていくこととしています。これ以外でも町長の諮問機関であります「まちづくり推進審議会」と「総合計画策定会議専門部会調整会議」において町民の公募という参加形式をとっています。

策定の経過等については広報やホームページ等で随時お知らせするとともに、広く意見や提案を募集することとしています。